

つくば市監査公表第7号

令和6年度第1回財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年11月6日

つくば市監査委員 高 橋 博 之

つくば市監査委員 沖 田 浩

つくば市監査委員 小久保 貴 史

令和6年度第1回財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の執行者

つくば市監査委員 高橋 博之

つくば市監査委員 沖田 浩

つくば市監査委員 小久保貴史

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査

第3 監査の実施期間

令和6年（2024年）4月26日から令和6年（2024年）10月30日まで

第4 監査の対象

所 管 課 市民部スポーツ振興課

補助団体 一般社団法人つくば市スポーツ協会

第5 監査の対象範囲

令和5年度につくば市が交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

第6 監査の方法及び着眼点

監査の実施に当たっては、次の事項を主な着眼点とし、関係帳簿・関係資料を調査するとともに、所管課及び補助団体の職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。

1 所管課

(1) 補助金の決定は、要綱、予算等に適合しているか。

(2) 補助金の支出手続は、条例、規則、要綱等に従い行われているか。

(3) 補助団体への指導監督は適切に行われているか。

2 補助団体

(1) 補助事業等は目的、交付条件に沿って適正に執行されているか。

(2) 補助金の管理運用、会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。

(3) 出納関係諸帳簿の整備、記帳は適正に行われているか。

第7 補助金の概要

1 補助金の名称

令和5年度一般社団法人つくば市スポーツ協会補助金

2 補助金の交付目的

一般社団法人つくば市スポーツ協会が行うスポーツの振興を目的とする事業を通じ、市民の健康の保持増進を図ることを目的として交付する。

3 補助対象経費

(1) 人件費（給料、報酬、扶養手当、期末手当、勤勉手当、通勤手当、住居手当及び法定福利費に限る。）

(2) 報償費

(3) 旅費

(4) 需用費（食糧費を除く。）

(5) 役務費

(6) 委託料

(7) 使用料及び賃借料

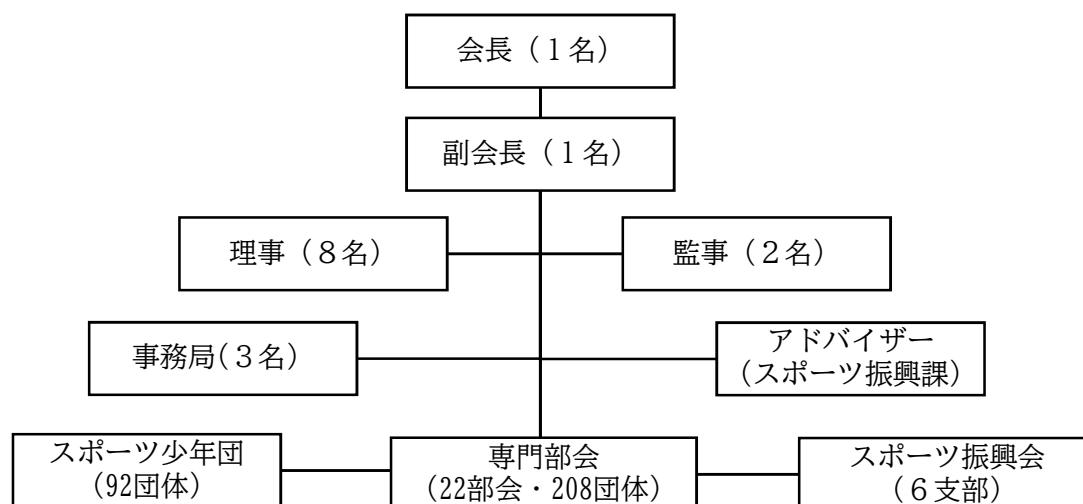
(8) 備品購入費

4 補助金額

19,000,000円

第8 補助団体の概要

- 1 名 称 一般社団法人つくば市スポーツ協会
- 2 所在地 つくば市研究学園一丁目1番地1（つくば市役所5階）
- 3 組織の構成（令和6年6月5日時点）



第9 監査の結果

監査の結果、以下の指摘事項、注意事項及び検討事項を除いては、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、口頭で指導した事項は、速やかに対応されたい。

【指摘事項】

（補助団体）

- 1 一般社団法人つくば市スポーツ協会（以下「協会」という。）は、一般社団法人つくば市スポーツ協会補助金（以下「市補助金」という。）の一部を加盟団体である専門部会、スポーツ少年団及びスポーツ振興会（以下「専門部会等」という。）への補助金（以下「協会補助金」という。）として交付している。

協会補助金に関する行事別収支決算書及び添付された領収証を確認したところ、

補助対象経費として認められていない酒類の購入費、前年度会計で処理すべき菓子類の購入費、補助事業完了後に購入した消耗品費を補助対象経費として支出した専門部会等に協会補助金を交付している事例が見受けられた。また、領収書の添付漏れなどの不備も散見された。協会補助金はその大半を市補助金が占めていることから、補助対象経費の適切な使用と適正な事務処理を図られたい。

- 2 一般社団法人つくば市スポーツ協会補助事業実績報告書に添付された協会の収支決算書を確認したところ、専門部会等の事業における補助対象経費に占める市補助金の額が不明であった。

これは、協会補助金の中に市補助金と協会の自主財源が混在していることによるものである。

一般社団法人つくば市スポーツ協会補助金交付要綱第13条において、「他の経理と明確に区分して補助事業に係る収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明確にさせるものとする。」と定められている。

このことから、行事別収支決算書の収入の部における補助金欄及び支出の部における補助対象経費欄に、市補助金と協会の自主財源のそれぞれの金額を区分できるよう様式の見直し及び補助事業に係る収支を記載した帳簿類を早急に整備し、適正に執行されたい。

- 3 協会の職員から聴取をしたところ、協会及び専門部会等の備品について、明確な管理基準の定めがなく、つくば市の規定に準じているとのことであった。

しかし、備品管理の現状としては、専門部会等が備品を売却し、又は除却した場合においても、協会がこれを把握できていなかった。

備品購入には、市補助金が充当されていることから、備品の取得、管理及び処分に関する取扱いの規定を検討するとともに、定期的に備品の現品確認を行い、適正な備品管理事務を執行されたい。

- 4 一般社団法人つくば市スポーツ協会契約規程第3条において、「契約の方法、手続き、その他必要な事項については、つくば市契約規則を原則準用する。」と規定されている。

しかし、協会は、契約事務において、執行伺、契約締結伺等を作成しないまま、種々の契約を締結していた。

今後は、契約事務手続の透明性確保のため、つくば市契約規則に準じて適正な契約事務を執行されたい。

【注意事項】

（所管課）

協会の監査資料を確認したところ、前記1の指摘事項のとおり、協会の不適切な事務処理が散見された。

この要因として、専門部会等における協会補助金の使途に関する協会の確認不足がある。

所管課は、協会に対し、専門部会等から提出された領収書等証拠書類の内容が補助対象経費に適合しているのか、その確認を徹底するよう指導されたい。

（補助団体）

- 1 専門部会等が補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書を一般社団法人つくば市スポーツ協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない（一般社団法人つくば市スポーツ協会補助金交付規程第3条）。

協会補助金の交付申請に係る書類を確認したところ、一部の専門部会等において、交付申請書の提出が確認できなかった。

交付申請書は、協会補助金の交付を決定する際の根拠資料となるため、協会は、専門部会等に対し、交付申請書（添付資料を含む。以下同じ。）の提出を指導されるとともに、一般社団法人つくば市スポーツ協会文書管理規程に基づき、適正に保

存されたい。

2 協会において、予算の補正に係る手続が行われていなかった。

一般社団法人つくば市スポーツ協会会計規程（以下「会計規程」という。）第19条第2項において、「補正の執行は、会長が予算の執行上必要があると認めたときは、200,000円以下に限り、会長が決済を行う事が出来る。」と定められている。

協会は、補正に係る意思決定過程を示す文書を作成し、会長の決済を得られる等会計規程に基づき適正に事務を執行されたい。

3 協会の会計処理において、一定期間に行われた取引の記録を集計した試算表が作成されていなかった。

会計規程第26条において、「毎月末日をもって試算表を作成し、翌月15日までに会長に報告しなければならない。」と規定されていることから、同規程に基づき適正に事務を執行されたい。

【検討事項】

（所管課）

協会の職員に聴取をしたところ、「一般社団法人つくば市スポーツ協会職員就業規則」、「一般社団法人つくば市スポーツ協会職員給与規程」等の人件費に関する規定は、つくば市の例規（以下「市例規」という。）に倣って、整備されているとのことであった。

人件費は、100パーセント補助対象経費として計上され、かつ、市補助金に占める割合が高いことから、協会と情報共有・連携を継続されるとともに、市例規の改正があった場合に、協会の規則等に遺漏なく反映されるような方法を検討されたい。

(補助団体)

「一般社団法人つくば市スポーツ協会定款」第7条第1項第3号において、「当法人の事業等を援助するために入会した者」を賛助会員と定めている。

協会の職員に聴取をしたところ、会報、ノベルティグッズ等が未作成のため、賛助会員の募集を開始できないとのことであった。

協会は、賛助会員を定めた目的が達成されるよう、時代の変化や会員のニーズに応じた魅力ある活動又は情報を積極的に発信するなど、賛助会員の増加、自主財源の確保等を検討されたい。